



2025年4月30日

各 位

会 社 名 A N Aホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝 田 浩 二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹 野 慎 太 朗
(T E L . 0 3 - 6 7 4 8 - 1 0 0 1)

定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の 発行登録に関するお知らせ

A N Aホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年4月30日開催の取締役会において、2025年6月27日に開催予定の当社第80回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を付議すること及び第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 本定款変更について

1. 定款変更の目的及び理由

当社は、2023年2月に新・経営ビジョン「ワクワクで満たされる世界を」を策定し、2023～2025年度ANAグループ中期経営戦略と併せて2030年に向かう成長軌道へと転換を図っています。本3ヵ年においては、成長回帰への足元を固め、経営ビジョンの実現に向けた変革の3年間と位置づけ、航空事業を中心に収益を拡大しつつノンエア事業を強化し、航空とノンエア事業間におけるお客様の回遊を促進することを目指しています。中期経営戦略期間の中間地点である2024年度は、円安影響や整備機会の増加により営業費用が対前年で増加したものの、国際線・国内線ともにイーロード及び旅客需要が堅調であり、売上高は2.2兆円、営業利益は1,966億円となりました。2020年度にコロナ禍で過去最大の赤字を計上してから僅か4年で、業績を急速に改善してまいりました。

より中長期的には、2029年3月末までの完成を目指す成田空港の第3滑走路の新設や、2024年4月の観光立国推進閣僚会議で岸田首相(当時)が改めて言及した2030年のインバウンド目標6,000万人、さらにはインド・東南アジアの経済成長に伴う航空需要の増加予測など、今後も航空事業には大きな成長機会が控えています。このような事業環境下において、当社は2025年2月に将来的な航空需要の拡大を見据え、コロナ禍で抑制していた航空機の更新や追加発注の決定を公表いたしました。国内線の収益性向上と成長領域である国際線の拡大につなげ、世界をリードするエアライングループとして持続的な成長を目指してまいります。

また、中期経営戦略において、旅客事業の好調な業績を背景に利益とキャッシュフロー創出力が着実に回復し、当初の想定よりも早いスピードで財務基盤の復元が進んでいます。2024年度末の自己資本は1兆1,303億円、自己資本比率は前年から約2%改善して31.2%となりました。手元流動性を中期的な観点で適正水準と考える5,000億円に補正した場合には38.9%となり、財務健全性を維持しています。収益及び財務の急速な回復

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

が評価され、2023 年 11 月に株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）の信用格付でAマイナスへの格上げを達成しており、今後はAフラットの取得を目指してまいります。一方、上述のとおり今後大きな成長機会が見込まれることから、成長投資を支えるさらなる財務基盤の強化、財務健全性及び格付を維持することで資金調達の柔軟性を確保し続けることが重要と考えます。

さらに、財務健全性を維持しつつ、ROE の向上を通じた企業価値の最大化に取り組んでおり、収益性（売上高当期純利益率）と効率性（総資産回転率）を高めることで、中長期的な経営財務指標である ROE 目標 12%の安定的な達成を目指してまいります。コロナ禍以前の CAPM ベースの株主資本コストは 5%台でしたが、コロナ禍を経てレバードベータの水準が変化したこともあり、株主資本コストは上昇基調となっています。直近の資本市場の目線を踏まえると、株主資本コストを 8%程度と認識する必要があると考えており、中期的な ROE 目標である 12%をさらに引き上げることも視野に入れながら、株主資本コストの低減を意識し、エクイティ・スプレッドを少なくとも 4%程度は確保する方針です。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）の皆様を可能な限り損なうことなく、普通株式よりも低い資本コストで自己資本を拡充することが可能な資金調達手法である「社債型種類株式」を新たな選択肢として確保すべく、本定時株主総会に本定款変更を付議することを決定しました。この選択肢は、成長投資、財務健全性の維持、資本効率の維持・向上の全てをバランス良く実現し、資金調達の柔軟性及び機動性を高めることが可能であると考えております。

なお、「社債型種類株式」は以下の特徴を有しています。

- ・ 社債型種類株式は株主総会における議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません（議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定もありません。）。
- ・ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。
- ・ 発行可能株式総数（発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。
- ・ 社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係る ROE 等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的です。
- ・ 社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため、発行から概ね 5 年間の資本コストは普通株式よりも低いことが想定されます。（注）

つきましては、新たな種類株式である第 1 回社債型種類株式ないし第 6 回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」といいます。）の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行います。

（注）2025 年 4 月 30 日提出の第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している 5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合

2. 定款変更の内容

別紙 1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生予定日 2025 年 6 月 27 日（予定）

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆様の利益を保護する観点から、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、普通株主の皆様の議決権が希薄化することなく、また、普通株式による公募増資に比べて普通株式に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮（注）しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

（注）普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には格付会社（R&I 及び株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。））より、格付上の資本性の認定（注1）を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。ただし、発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討する可能性があります。仮に、本社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない場合には、本②に記載した内容の一部は該当しないことになります。

（主な特徴）

- ・ 優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当（注2）、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・ 当社による取得条項（コール）：発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
- ・ 借換制限：当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う。ただし、発行決議により定める場合を除く（注3）
- ・ 議決権：なし
- ・ 普通株式への転換権：なし

（注1）格付上の資本性の認定金額は、R&I は資金調達額の50%、JCR は資金調達額の50%を想定しています。ただし、発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討します。

（注2）2025年4月30日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定しています。

（注3）ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還（コール）する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。ただし、仮に、本社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない場合には、借換制限は定められないことになります。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所プライム市場への上場

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆様にも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」といいます。）は、会社法で定める事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変更により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・ 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- ・ 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆様に議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社は成長投資、財務健全性の維持、資本効率の維持・向上の全てをバランス良く実現することを目指す中で、資金調達の柔軟性及び機動性を高めるべく、新たに社債型種類株式を資金調達の選択肢として確保することを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Ⅱ. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を最大2,000億円の規模で行うことを想定しており、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会が決定します。また、将来において資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的として、本定款変更は第6回号までの授權枠を確保する内容としております。なお、第2回号以降の具体的な発行時期や内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。現時点においては第1回号と同様に最大4,000万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。

(1) 募集有価証券の種類 第1回社債型種類株式

(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(2025年5月9日～2027年5月8日)

(3) 発行予定額 2,000億円を上限とします。

(4) 募集方法 一般募集

(5) 調達資金の用途 設備投資資金、借入金返済資金、社債償還資金、投融資資金及び運転資金等に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

(6) 引受証券会社 野村證券株式会社（注）

（注）その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。

(7) その他募集に関する事項 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載のとおりです。

以 上

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 1

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 6 条 (会社の発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は10億 2 千万株とする。	第 6 条 (会社の発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は10億 2 千万株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> 普通株式 10 億 2 千万株 第 1 回社債型種類株式 4 千万株 第 2 回社債型種類株式 4 千万株 第 3 回社債型種類株式 4 千万株 第 4 回社債型種類株式 4 千万株 第 5 回社債型種類株式 4 千万株 第 6 回社債型種類株式 4 千万株
第 7 条 (省略)	第 7 条 (現行どおり)
(新 設)	第 8 条 (自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式 (第 1 回社債型種類株式ないし第 6 回社債型種類株式をいい、 <u>第 1 回社債型種類株式ないし第 6 回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)</u> を有する株主 (以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第 1 項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。
第 8 条 (単元株式数) 本会社の単元株式数は100株とする。	第 9 条 (単元株式数) 本会社の単元株式数は、 <u>普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき100</u>

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第9条～第13条 (省略) (新 設)	株とする。 第10条～第14条 (現行どおり) 第3章 社債型種類株式 第15条 (社債型種類株式優先配当金) 本会社は、第48条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。） 「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる1株あたりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株あたりの金額）をいう。
-----------------------------------	--

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	② <u>ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u> ③ <u>社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</u> <u>第16条（社債型種類株式優先期中配当金） 当社は、第48条第2項に基づき9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</u>
--	---

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<u>第17条（残余財産の分配）</u> 本公司は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。 当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額 ② 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。 <u>第18条（議決権）</u> 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。 <u>第19条（金銭を対価とする取得条項）</u> 本公司は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。 この場合、本公司は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により
--	--

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	<u>算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</u>
	第20条（株式の併合または分割等） 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。 ② 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。 ③ 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ④ 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。 ⑤ 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。
	第21条（優先順位） 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
第3章 株主総会	第4章 株主総会
第14条～第19条 （省略）	第22条～第27条 （現行どおり）
（新 設）	第28条（種類株主総会） 種類株主総会の決議は法令

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第324条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 ③ 第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。 ④ 第23条の規定は、毎年3月31日から3カ月以内に開催される種類株主総会について準用する。 ⑤ 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 ⑥ 本会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。 (1) 本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（本会社の単独による株式移転を除く。） (2) 本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認
第4章 取締役及び取締役会 第20条～第29条 （省略） 第5章 監査役及び監査役会	第5章 取締役及び取締役会 第29条～第38条 （現行どおり） 第6章 監査役及び監査役会

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第30条～第35条 (省略) 第6章 会計監査人 第36条・第37条 (省略) 第7章 計算 第38条 (省略) 第39条(剰余金の配当) 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。 第40条(配当金の除斥期間等) 配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。 ② 株主は配当金の利息を請求することはできない。	第39条～第44条 (現行どおり) 第7章 会計監査人 第45条・第46条 (現行どおり) 第8章 計算 第47条(現行どおり) 第48条(剰余金の配当) 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。 ② <u>本会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、社債型種類株式優先期中配当金の支払いを行うことができる。</u> 第49条(配当金の除斥期間等) 配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。 ② 株主は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、</u>配当金の利息を請求することはできない。
---	--

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 2

第 1 回社債型種類株式発行要項（一部）

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1. | 募集株式の種類 | ANAホールディングス株式会社第 1 回社債型種類株式（以下「第 1 回社債型種類株式」という。） |
| 2. | 募集株式の数 | 未定 |
| 3. | 発行価格（募集価格） | 発行価格（募集価格） 未定
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株あたりの金額をいう。 |
| 4. | 払込金額 | 未定 |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 6. | 払込期日 | 未定 |
| 7. | 申込株数単位 | 100 株 |
| 8. | 優先配当金 | (1) 優先配当金
当社は、3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された第 1 回社債型種類株式を有する株主（以下「第 1 回社債型種類株主」という。）または第 1 回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第 1 回社債型種類株主と併せて「第 1 回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、次号に記載する額の金銭（以下「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第 1 回社債型種類株式優先配当金の額
1 株につき、その 1 株あたりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件（※ 1）を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額
当該配当年率は、第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、 |

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド（以下「当初スプレッド」という。）を加えた率（※2）とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び一定の率（※3）を加えた率とする。但し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とする。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 2025年4月30日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定している。

※3 2025年4月30日現在、一定の率は1パーセントを想定している。但し、発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、第1回社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討する可能性があり、仮に、第1回社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない場合には、一定の率は5パーセントとする。

（3） 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

（4） 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

11. 優先順位

各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

12. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

13. 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
 - (a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
 - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 4. 取得条項（会社による 金銭対価の取得）

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。但し、当社は、取得日または当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされる日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がなされる日をいう。

(2) 借換制限（※）

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12カ月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」という。）することにより

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。但し、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義する。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa. ないしc. の証券または債務をいう。但し、(i) 以下のa. ないしc. のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii) 以下のa. またはb. の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii) 以下のb. またはc. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

- a. 普通株式
- b. 上記a. 以外のその他の種類の株式
- c. 上記a. またはb. 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に、各信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいう。

※ 発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、第1回社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討する可能性があり、仮に、第1回社債型種類株式について格付上の資本性の認定を取得しない場合には、本(2)号に記載した内容は、発行決議において定められないことになる。

(3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

15. 株式の併合または分割等
- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。
16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除
- 当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。